

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2869号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

疾走する駿馬



### もくじ

- 随 情 フォーラム 政 活
- 想 報 ラム 策 動

- 「第3回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」に齋藤財政委員会委員が出席：(2)
- 消費税率(国・地方)の引上げとそれに伴う対応についてー総務省自治財政局・自治行政局ー：(3)
- 地域の誇りと笑顔の好循環ー福岡県上毛町ー：(5)
- 町村Naviー：(10)
- 来し方の記ー：(11)
- 徳島県町村会会長 徳島県つるぎ町長 兼西 茂：(11)

### 写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

### コラム

## ペガサスの翼に乗って

フリーアナウンサー 青山 佳世

新年に入って早ひと月、午年の出足はいかがでしょうか。株や金融の世界では「馬尻下がり」といわれ、経済などが停滞するシंकクスがあり、今年も消費税率引上げ後の行方が懸念されています。たしかに駆け込み需要の様相は著しく、市民にとっても気になるところです。

しかしそれよりも、ペガサスの翼に乗って上昇していくような希望を持って歩いていきたいと思います。午年にちなんでか乗馬体験や、競馬場に行く機会が増えました。馬に乗るといふより、乗せてもらうという感じ、調教の行き届いた馬は人間の扱いが上手です。かつては神事、軍馬、農耕馬、家族と同様に暮らして欠かすことのできない身近な存在だった馬ですが、今では都会の中ではほとんど馬に触れ合う機会はありません。都心で乗馬といえば敷居が高く、しかも狭い馬場で円を描いて回るだけ。ところが北海道や大山、阿蘇のひろびろとした牧場や草原を馬で走る・・・(私の場合は歩くだけです)馬にとっても人間にとっても豊かな空間です。目線が高くなり、世の中

を俯瞰してみるこの大切さを改めて実感します。

一方鍛え抜かれたサラブレッドの競走馬は実に美しく、毛並みの輝き、折れそうではない美しいすらりとした足で駆け抜ける姿にはため息がでます。スタート早々抜け出して、そのまま一気にゴールする馬もあれば、中盤まではマイペースで走り、ゴール直前でぐいぐい追い抜き観客を沸かせる馬もあります。馬の性格を見抜き、操る騎手の見事な手綱さばき。その個性をどう活かして最大の力を発揮させるか、調教、騎手の腕次第。中にはスタート直後に騎手を振り落して、そのまま1着ゴールする馬も。波乱万丈、すんなりとはいかないことも、人の人生を見ているようです。馬に愛着や共感を覚えるのは、馬との長い歴史に培われた人間の血なのかもしれません。最近では家族連れや女性のグループ、おひとり様も増えてきています。

何が起ころかわからないスリルも楽しみつつ、ペガサスの翼で時代の風になれるよう、今年も1年、いい年にしたいものです。

活 動

# 「第3回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」に齋藤財政委員会委員が出席

全国町村会

1月31日(金)、「第3回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」が開催され、本会から齋藤財政委員会委員(秋田県町村会長・井川町長)が出席し、意見を述べた。(厚生労働省からは田村厚生労働大臣・土屋副大臣・赤石政務官が、地方側からは齋藤財政委員会委員の他、福田栃木県知事と岡崎高知市長が出席。)



▲挨拶する田村厚生労働大臣



▲出席した齋藤財政委員会委員

「国民健康保険の基盤強化に関する国と地方の協議」は国民健康保険制度の構造的な問題の分析と基盤強化策等について検討するため平成23年2月に発足したもので、国民健康保険法の改正や社会保障・税一体改革による低所得者への財政支援の拡充等について、検討し結論を得てきたところである。

昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成25年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(以下「プログラム法」という。)において、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「平成26年度から平成29年度までを目標

に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会される国会の常会に提出することを目指す」とされており、プログラム法に掲げられた内容の具体化に向けて協議が再開されたもの。

会議でははじめに田村大臣が「厚生労働省としては、国保が抱えている運営上の問題を分析したうえで、財政上の構造的な問題の解決に責任を持って取り組んでいきたい。併せて都道府県と市町村の役割分担に関しては、この会議で議論をお願いしたい。」とあいさつし、厚生労働省から、協議事項として次の三点が示された。

- ①国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
- ②国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
- ③その他、地方からの提案事項

これに対し齋藤財政委員会委員は、①消費税引き上げ時に投入されることとしていた公費2、200億円について、市町村国保の構造的な問題

への対応として、来年度予算で低所得者の保険料軽減の拡充に500億円を確保いただいたが、保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充1、700億円が先送りとなったことは残念であり、今後、早期の実施に向け尽力してほしい。  
②国保の被保険者は、被用者保険の被保険者と比較して、所得水準が低いにもかかわらず、所得に対する保険料負担率が著しく高く、強い逆進性が働いている。保険者の自助努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えているため、国がどのようなことができるのか、財源問題をどうするのか等を考えていただきたい。  
③国民会議の報告書においては、保険料収納率や医療費水準に配慮した仕組みとすべきとされており、まさにそのような必要がある。都道府県と市町村の役割分担については、市町村がやるべきことと、都道府県に担ってもらいたいことがあるが、財政問題については国が責任をもつてあたるようお願いしたい。ーと意見を述べた。

今後は事務レベルで協議を重ね、本年7月までに中間的な取りまとめを行い、平成27年の通常国会に法案を提出する予定である。

## 政 策

## 政策解説

消費税率(国・地方)の引上げと  
それに伴う対応について

— 総務省自治財政局・自治行政局 —

消費税率(国・地方)の  
引上げについて

政府は、平成25年10月1日に消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について<sup>1)</sup>を閣議決定し、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号)附則第19条の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認している。このうち地方消費税率(消費税率換算)については、1%から1.7%へ引き上げること

としてしている。

消費税の円滑かつ適正な  
転嫁の確保について

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることから、定められている税であることから、平成26年4月1日の消費税率(国・地方)の引上げに当たっては、その円滑な転嫁が図られることが重要である。消費税率(国・地方)の引上げに伴う歳出の増については、国の歳出と基調を合わせて平成26年度の地方財政計画に計上することとしており、各地方公共団体においても、歳出予算への適切な計上を行うことに留意するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組むことが必要である。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講じることも留意が必要である。

併せて、以下の点についても留意が必要である。

・消費税率(国・地方)の引上げ等も踏まえ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(平成12年政令第16号)を改正し、29件の手数料について金額の標準の改定等を行い、平成26年4月1日から施行することとしているので、同改正を踏まえた条例改正についての適切な対処とともに、その他の使用料・手数料等についても、消費税率(国・地方)引上げに伴う税負担については、その円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例・規則の改正等の必要な措置を講じること。

・消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として料金等への転嫁を行うべきことは、地方公共団体の経営する公営企業についても当てはまるものであるため、公営企業の料金等についても所要の措置を講じること。

・公の施設について利用料金制を導入している場合は、指定管理者が条例の定めるところにより利用料金を定め、当該利用料金について予め地方公共団体の承認を得る必要(地方自治法第244条の2第9項)があることから、指定管

■参考 各通知の概要

消費税率(国・地方)の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて  
(平成25年10月8日総財公第103号、総財務第118号)

地方公共団体の財政・公営企業関係部署に対し、以下の内容を依頼

- 消費税率(国・地方)の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成26年4月1日の消費税率(国・地方)の引上げに向け、適切に対処すること

消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について  
(平成25年12月4日総行行第198号、総行経第28号)

地方公共団体の財政・行政改革関係部署等に対し、以下の内容を依頼

- 公の施設について利用料金制を導入している場合は、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置(利用料金の引上げの承認等)を講じること、その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、適切に対処すること
- 指定管理者に支出する委託費について、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること

消費税率(国・地方)の引上げとこれに伴う対応について  
(平成25年12月24日総財公第124号、総財務第158号)

地方公共団体の財政・公営企業関係部署に対し、以下の内容を依頼

- 歳入面について、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すること
- 予算編成にあたり、歳出予算についても、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額について適切に計上すること

理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じること。その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、各地方公共団体において適切に対処すること。

・ 地方公共団体が指定管理者に支出する委託費について、消費税率(国・地方)の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることから、当該サービスの提供の対価として委託費の額に消費税が課税されることにご留意いただきたい。

以上については、以下により既に通知しているところであり、適宜参照されたい。

- ・ 「消費税率(国・地方)の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて」(平成25年10月8日総財公第103号・総財務第118号)
- ・ 「消費税率(国・地方)の引上

げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」(平成25年12月4日総行行第198号・総行経第28号)

- ・ 「消費税率(国・地方)の引上げとこれに伴う対応について」(平成25年12月24日総財公第124号・総財務第158号)
- ・ 「平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(平成26年1月24日自治財政局財政課事務連絡)

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

# 遺産整理業務

[わかし愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

 三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)  
(回線がつながりませんでしたら 05 を押してください。)

フォーラム

全国的な少子高齢化の波は、上毛町においても山間の集落ほど著しく、過疎化は深刻さを増しています。これから10年先、あるいは50年先という中・長期の視点で考えたとき、皆さんは生まれ育った故郷にどのような未来を描くでしょうか。近年、「ヒトが元気」という客観的評価が聞かれるように

**ヒトが輝く元気な上毛町**



なった上毛町では、豊かな自然環境に育まれた農林産物をはじめ、古い伝統文化を大切に育む地域活動が盛んに行われてきました。平成19年度には、早稲田大学との連携により住民ワークショップを開催し、上毛町コミュニティ計画という住民による地域のための計画書が完成しました。この計画書は、町総合計画を補完するものとして位置付けられ、計画に沿った地域活動を応援するため、平成20年に度上毛町地域づくり活動事業を創設しました。これは、地域づくり団体の後方支援を目的とした制度であり、団体に対して初動3年間、活動に必要な経費や情報発信、合同イベントの開催等の支援を行っています。現在、町認定の「地域づくり活動団体」は38団体。住民自らの特技を活かし、「景観保全」「安全安心」「文化継承」「交流活動」「情報発信」などのテーマで、地域の元気のために楽しみながら活動を続けています。こうした活動の源には、地域の皆さんが

な

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

**地域の誇りと笑顔の好循環**



福岡県 **上毛町**

△棚田「西友枝大入地区」

フォーラム

考える「大切にしたいもの」や「無くしてはいけないもの」が存在し、それは住民皆さんが誇る地域の宝であると考えています。一人ひとりの誇りを集めて、その価値を内外に伝えてくることができれば、それこそが真の「上毛町らしさ」であり、町の魅力であると考えます。過疎化に伴う課題は様々ですが、特に、後継者や担い手不足は重要なテーマといえます。地域の誇りを後世に受け継ぎ、いつまでも元氣な町として輝き続けるために、今、将来を見据えた垣根のない横断的で総合的な定住促進対策が求められています。

▷上毛町コミュニティ計画づくりの住民ワークショップ



**定住促進の取り組み**  
—キーワードは上毛町らしさ—

全国的に、減り続ける人口、増える空き家、地方自治体は軒並み定住促進制度を掲げて、空き家バンク制度や奨励金、短期滞在体験、交流イベントなど様々な対策を講じています。上毛町においても、「住まい」という切り口で、高校跡地を活用した宅地化事業を行っており、コモンパーク上毛（いづは）という名称で、電線の地中化や街並みの意匠を統一するなど、花と緑の落ち着きのある美しい住宅街を形成しています。現在、38区画（全76区画）の分譲を行っています。また、空き家バンク制度が平成25年10月にスタートし、利用者も増えています。その他、暮らしを応援する三世代同居支援事業や、東九州自動車道整備に伴うスマートインターチェンジの設置など、快適な生活が実感できる環境づくりを推進しています。特徴的な取り組みとしては、定住をキーワードに「上毛町らしい暮らし」や仕事の在り方を追求する事業として、平成24年度から、住みたい上毛町推進プロジェクトを実施しています。これは、意欲ある住民の地域活動を基盤とし、持続可能な町づくりの仕組み（好循環）を構築することを目的としたものです。

**住みたい上毛町推進プロジェクト**  
—コンセプトは、好循環—

地域資源を活用した交流・暮らし・仕事の「好循環」を作り出すために、2つの事業を展開しています。事業の主役はもちろん地域住民です。基幹産業である農業を中心とした上毛町らしい生業づくりの事業「こつげまちな雇用続々プロジェクト」（愛称「こつげのシゴト」）と、地域貢献や町づくりに関心のある都市住民などを誘致する事業「お試し居住プロジェクト」です。これらは車の両輪として位置付けています。

（一）こつげまちな雇用続々プロジェクト  
—個性を活かした生業づくり—

上毛町ブランド創造協議会（町、商工会、地域づくり協議会などで構成、平成24年2月設立）が主体となり、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を実施しています。地域の生業を応援する（商売繁盛のための人材育成）ことで、上毛町らしい雇用創出を目指しています。具体的には、各種研修やイベントを開催し、既にある原石（農林産物、加工品、人材など）に磨きをかけ、商品化するための知識や技術をかけ、商品化するための知識や技術を、料理家や建築家、デザイナーなどの外部専門家が、講師としてアドバイスを行っています。ここで磨かれた商品や人材などを上毛町のブランドとして消



△研修会の様子「ブログを活用した情報発信」

費者に届け、相応の対価が得られることで雇用が生まれるという好循環が定着することを目標としています。

昨年度の成果としては、グリーンツーリズムに取り組み中山間地域の東上有田地区で、5軒が旅館業法の民宿許可を取得しました。現在は、山野草を活用した石釜調理や散策活動などの体験プログラムの研究を行っています。そのほか、12の研究テーマがあり、農業者・特産「川底柿」の生産組合・廃校跡地活用の交流センター・NPO法人などの地域団体、さらには、からあげ専門店・温泉館・道の駅・天然醸造老舗醬油蔵などの事業所も参加しています。研修では、それぞれコンセプトワークを通じて素材や活動の価値を探り、課題の抽出と目標設定などを行っています。参加者自らが活性化へ

フォーラム



△「山野草のフィールドワーク」の様子

の意欲を持ち主体的にステップアップできるよう、サポートを行っています。

(2) お試し居住プロジェクト

上毛町の魅力や課題などを外からの目線で見直し、町の活性化を加速させる取り組みとして、「上毛町暮らし」の居住体験プログラム「上毛町ワーキングステイ」を実施しています。上毛町について予備知識のない町外の方からの率直な意見や提案などを定住促進制度にフィードバックすることで、より「上毛町らしい」個性を活かした制度設計を目的とし、試行錯誤の中、手探りでスタートしました。居住体験の物件をターゲット希望者にとってハードルが高いとされる山間地域の集落内に設定し、地域行事への参加を促すこと、相互のコミュニケーションや、受

け入れ側となる地域住民の反応についても検証を行っています。

空き家や古民家を活用した取り組みは、近年ではめずらしいものではありませんが、特徴としては、①インターネット環境さえあれば場所を選ばない仕事（フリーランスやデザイナーなど）をしている人、かつ、②町づくりや地域貢献などに意欲のある人を対象としていることです。その理由としては、①上毛町近郊での就職先は限られており、都市圏への通勤も不便であるため、上毛町における新しい働き方のモデルづくりを模索しています。②働き方や暮らし方など、田舎に対するニーズの多様化が挙げられます。メディアなど様々な媒体で田舎の特集が多く見られるように、実際に「地域と関わる仕事がしたい」「町づくりに参加したい」という都会の若者は増えています。

何よりもまず、地域住民がいつまでも元気に活躍できる仕組みが必要だということに念頭に、突飛でありながらも現実的で、より大きな効果が生まれる制度を目指しました。ワーキングステイとは、その名の通り「働きながら暮らす」ことに重点を置いたもので、体験参加者自らの仕事の持ち込みに加え、クリエイティブな発想とそれぞれのスキルに依り、町に提言することを参加条件としています。その結果、上毛町の資源を活かした交流・子

育て・教育・通信・空間づくりに至るまで、具体的な提案をいただくことができました。中でも、田舎に不足がちなインターネット環境の整備については、すぐに地域づくり協議会が取り組み、事務所をワーキングスペースとして開放しました。また、ワーキングステイ参加者の一人であるカメラマンが「KOUGE」という観光ガイドブック



▷ワーキングステイ参加者が制作したガイドブック「KOUGE」



△居住体験物件「雁股庵」

くを自主的に制作するなど、想像以上の成果に繋がっています。さらに実際に上毛町への移住を希望される方も現れています。

ワーキングステイは、田舎への移住を考える方だけでなく地域住民にとっても、新たな気づきや刺激となり、外部人材積極誘致の気運が高まっています。これまでに全国から7組が参加しました。特に、平成24年度は3組の募集に対して20組の応募があり、話題となりました。新しい上毛町暮らしのモデルづくりの確かな一歩となっています。

田舎暮らし研究村構想  
—好循環による笑顔の連鎖—

平成25年度から、お試し居住プロジェクトの発展形として「田舎暮らし研究村構想」がスタートしました。住みたい上毛町推進プロジェクトの核となる構想でもありコンセプトである「好循環」を実現するために、外部の専門性や活力、客観性を取り入れる仕掛けをビジョンとともに示しています。ますます深刻化する地域課題と、能動的な外部人材のニーズのマッチングを促進することで、多様化する現代社会において、新しいアイデアとともに、適宜、町に相応しいプロジェクトを提案し、実施していきます。例えば、農業応援・担い手育成・商売繁盛アドバンス・新しいビジネスの創出・空き

フォーラム



△田舎暮らし研究サロン「改修中の古民家」

家の活用など、これらは全て賑わい創出の源であり、「定住」という分母で横断的な取り組みを促進します。目指すのは、埋もれている魅力を地域住民の誇りと自信に変えることです。小さな好循環を起こす「種」を同時多発的に蒔き、やがて大きな「笑顔の連鎖」へと繋がっていくこと、それが構想の研究テーマです。

「構想に掲げるプロジェクトの例」

(1) お試し居住の拠点づくり「田舎暮らし研究サロンの開設・運営」

都市部との交流が盛んで、素晴らしい眺望を有する東上有田地区に研究サロンを開設します。ここからは、遠く周防灘から山口県まで見渡すことがで

きます。研究サロンは、交流・移住・定住促進のためのシンボルであり、地域で暮らしことへの理解を深め、これからの田舎での暮らし方や働き方を、新しいアイデアと共に皆さんで考える場所です。移住希望者や交流体験参加者などが最初に訪れる「入口」としてスタッフ（研究員）が常駐し、地域への橋渡し（紹介）を行います。誰もが、いつでも好きなときに交流や文化体験ができる場所として広く一般に開放していきます。

また、様々な専門家が集まる場所として、地域内外のあらゆる分野において、頼れる拠点「田舎のシンクタンク」を目指し、定期的に、研修会やイベントなども開催します。

① 学生と地域による空間づくり

研究サロンの設置には、長年、空き家になっていた築100年を超える古民家を活用します。今回は、古民家の改修を、学生と地域が参加する教育プログラムとして実施しています。改修を通じて、多くの方々に愛着を持って親しんでいただける空間づくりを目指しています。現在、公募で集まった大学生（福岡・北九州を中心に建築学科などに在籍する8人）が、建築士に学びながら、設計から施工までを行っています。地域内外の皆さんにとって利用しやすい空間になるよう、大学生がいろいろな方に聞き取り調査をし、議



△田舎暮らし研究サロンの設置「町長に対するプレゼンテーション」

論を重ねています。これまで2泊3日の現地合宿を3回行い、設計や施工準備を行ってきました。地域の方もサポーターとして大学生を支えています。2月下旬から約1カ月間、施工合宿を行う予定です。この取り組みは、空き家活用のモデルづくりとしても期待されています。

② 例えば、田舎への移住をじっくり考える

東日本大震災以後、自然豊かな場所や、大都市を離れた安全な場所へ移住を希望する人が増えています。一方で、新しい土地に転居して暮らし続けるためには、住居や仕事だけでなく、地域との関係づくりなど様々な課題や不安を抱えています。そして、その不安は

受け入れる側も同様です。地域住民が求めるものと、移住者の思い描くものにはズレがあることも多いようです。研究サロンでは、地域の皆さんと移住希望の方との橋渡しをしながら、地域に望まれる形での移住をお手伝いしていきたいと考えています。交流をきっかけにお互いが顔見知りになり、信頼関係が生まれて初めて、空き家を貸したり移住を受け入れたりする可能性が見えてきます。その時間のかかるプロセスを皆さんと一緒にじっくりと取り組んでいくことが、今求められています。

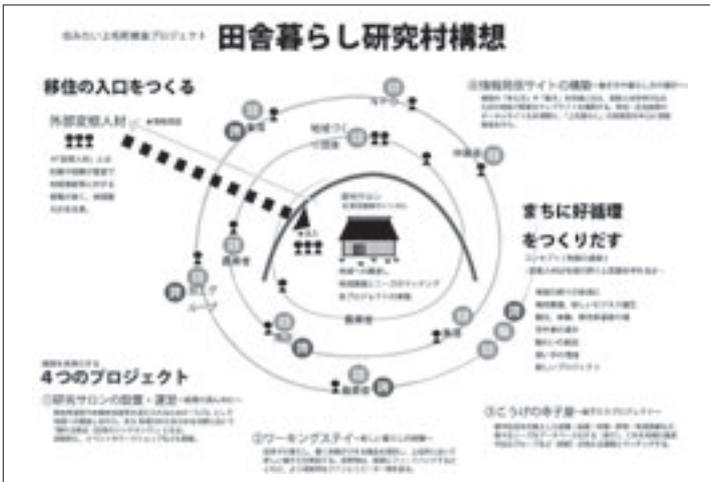
(2) 体験居住の随時受け入れ「田舎の新しいワークスタイルの検証」

田舎の暮らしと働く体験ができる機会を提供し、上毛町において新しい働き方を検証するワーキングステイを継続、発展させていきます。成果は、施策にフィードバックするとともに、より現実的なファンとリピーターの増を図ります。

(3) 働き方や暮らし方の提示「田舎に能動的な人が集まる情報発信」

構想の「考え方」や「動き」を的確に伝え、町に必要な人材を呼び込むために、奇抜で斬新なウェブサイトを構築します。移住や交流、定住施策のポータルサイトを視野に、1ターナー者など「上毛町暮らし」の実践者を中心に、全国の関心層に届くコンテンツを戦略

フォーラム



△田舎暮らし研究村構想「概要図」

上毛町役場 企画情報課

田舎の魅力は地域の個性であり、他所と比較するようなものではないと考えています。自らの足下にある魅力を再認識するとともに、「上毛町らしさ」の価値を皆さんで共有し、伝えていくことが大切だと考えています。地域を誇りに思う人が、生き活きしている町は輝いています。そこに持続可能な体制を構築することができて初めて、「いつまでも元気な上毛町」が実現すると考えています。また、地域のコミュニティは一定の流れに沿って動き続けています。地域を中心とした好循環が生まれることで、その仕組みが定着し、波及していくものと考えています。住みたい上毛町推進プロジェクトは、その「きっかけ」となる仕掛けを提案し続けていきます。

的に発信していきます。

(4) こうげの寺子屋／弟子入りプロジェクト「田舎と都市住民が求めることの合致」

地域と都市住民との橋渡しをシステム化します。拠点づくりとともに構想の中心となるプロジェクトです。都市住民・弟子を対象に、就農・起業・体験・研修・地域貢献など、数々のニーズをデータベース化し、町の農業者や加工グループなど「師匠」地域が抱える課題とマッチングさせていきます。

仕掛けから仕組みの定着へ

町を訪れる方が、地域の皆さんと活発に交流し、互いに助け合い、刺激し合うきっかけをつくることを短期目標とし、「いつまでも元気なまち」を実現する「笑顔の好循環」の仕組みをつくることを将来目標としています。

田舎の魅力は地域の個性であり、他所と比較するようなものではないと考えています。自らの足下にある魅力を再認識するとともに、「上毛町らしさ」の価値を皆さんで共有し、伝えていくことが大切だと考えています。地域を誇りに思う人が、生き活きしている町は輝いています。そこに持続可能な体制を構築することができて初めて、「いつまでも元気な上毛町」が実現すると考えています。また、地域のコミュニティは一定の流れに沿って動き続けています。地域を中心とした好循環が生まれることで、その仕組みが定着し、波及していくものと考えています。住みたい上毛町推進プロジェクトは、その「きっかけ」となる仕掛けを提案し続けていきます。



地方公共団体金融機構 (JFM) は全自治体の出資による  
「地方の、地方による、地方のための」共同機関です。

特徴 1 全ての都道府県及び市区町村が出資しています

地方公共団体が共同で資金調達を行うための機関です。

特徴 2 長期・低利の資金を提供しています

期間は最長 30 年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。  
※機構特別利率対象事業 (平成 25 年 12 月時点)

特徴 3 “地方金融機構債”は安全性の極めて高い債券です

強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同じ国内最高水準※です。5 年、10 年、20 年債のほか投資家のニーズに応じた様々な年限による債券を発行しています。投資資金は地域の事業等に活かされます。※平成 25 年 12 月時点

特徴 4 地方公共団体の資金調達をお手伝いします

ご希望のテーマにて資金調達に関する出前講座を開催するほか、金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザーによる個別具体的な課題に対するアドバイスをしています。

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の債券発行計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。》》》 <http://www.jfm.go.jp>

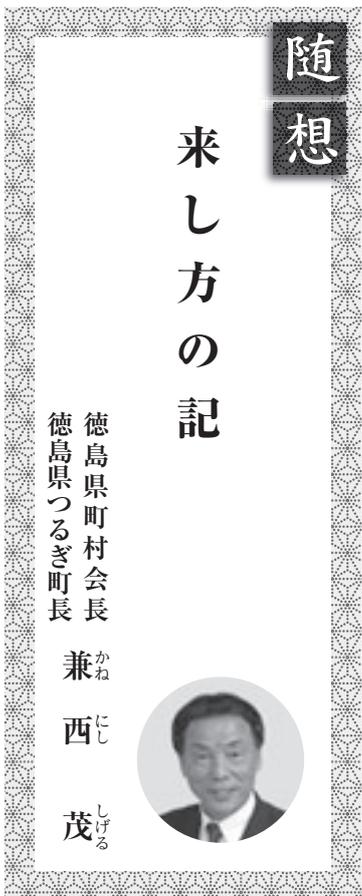


随 想

随 想

来し方の記

徳島県町村会長 兼 西 茂  
徳島県つるぎ町長



阿波の国、徳島県を東西に貫く「四国三郎」吉野川の中流域、西日本第二位の高峰「剣山」(日本百名山・標高千九百五十五び)を借景にして、私のふるさと「つるぎ町」はある。遙か縄文の昔から人々が命を繋いできた地域であり、平家の落人伝説にまつわる遺跡なども剣山周辺に多数点在しており、歴史ロマンあふれる町でもある。

旧半田町・貞光町・一宇村の三町村が合併し、美馬郡つるぎ町として誕生したのが、十年前(平成十七年三月一日)のことで、人口一万四百九十八、面積は百九十四・八平方メートル。林野面積の占める割合が八十四%というところで、町の大半が山林という典型的な中山間地域であり、急峻な山肌

に農家が張り付くように点在している、夜間に吉野川沿いから見上げると民家の明りが、まるで星が瞬いているように見えることから、地域一帯には、「よつらの郷」という別称もあるほどだが、やはり中山間地域ということ「過疎」というキーワードに繋がってくる。本町の場合も人口減少の一途をたどって

おり、毎年、二百五十人程度の人口減が続いている。これにより農地や山林の荒廃が進み、集落自体の維持が困難となる限界集落が全百八十九集落中、九十一集落に及ぶに至っており、高齢化率も今年、四十%に達した。一方、本町には先達が大切に守り育ててきた町の宝といえるものも多数存在する。江戸時代後期から作り続けてきた特産の「半田そうめん」、うだつに寿福を祈念する絵模様(鰻絵)が装飾されている「二層うだつの町並み」、巨樹として認定された樹木の数の多さでは全国有数を誇る「巨樹王国」(平成二十一年には全国巨樹フォーラム開催)など、自然豊かな地域性を生かした町の自慢がある。

い上げて町政に反映させることを終始一貫、心がけてきた。就任当初は、赤字経営が続いていた町立半田病院の安定的経営を確立しようと、関係者と昼夜を問わず議論を重ねたことも懐かしい思い出。

そして、病院内に新たに腎センターを開設するなど、経営改善に努めた結果、現在では徳島県西部の中核的な総合病院の一つとして、黒字経営を続けながら、地域住民の生命を守る拠点として、無くてはならない存在となっている。

・・・町村合併・・・

平成十七年三月の町村合併に向けては、当時、美馬郡町村会長として合併枠組みの調整に奔走したことを思い出す。七つの町村にはそれぞれの思惑があり、議会の意向も考慮しながら、それぞれにお互いに譲れるところは譲り合いながら最終的に七町村が一市一町という形で新しいスタートを切った。合併当時は、地方分権の受け皿として、新たな時代の要請を受けたとはいえず、誰もが希望と不安を抱きながらの船出だった。三町村が名実共に「つるぎ町」として認識したけるよう、そして町民の一体感も醸し出せるよう、町民コンサートなど各種イベントにも積極的に取り組みながら現在を迎えているが、十年間の間に随分仲間意識というものが芽生えてきたと実感している。

しかし、合併したからといって厳しい財政状況に変わりはない、もがき苦しみなから地方交付税の動向に一喜一憂する年が続いている。・・・子どもたちの未来のために・・・現在、町では南海・東南海地震の発生を想定して、公共施設等の耐震改修事業を進めているが、まずは町の未来を担う子どもたちの安全確保が第一であるとの考えから校舎の耐震改修を優先して進めてきた。今後は、急傾斜地の崩壊対策、橋梁の耐震改修等その事業範囲を広げ、大地震に備えなければならぬ。そして、徳島県町村会長を拜命してからも、お年寄りや子どもなど弱い立場の人々を大切に政治スタンスになんら変わりはない。今年からスタートしたコミュニティバスはお年寄りなどに非常にやさしい運行をしているというところで、県内外からたびたび視察があるし、幼稚園の入園料なども近隣の半分以下に設定してきた。また、保育所では待機児童が発生しないよう、受け入れ体制を充実させている。このように子育て世代やお年寄りにやさしい町を追求しながら、これを内外にPRして行きたいとも考えている。

今やらねばならないことには、多少の反対があっても積極果敢に取り組んでいく姿勢を今後も持ち続け、生まれ育ったふるさと「つるぎ町」の発展に少しでもお役に立てるよう、精進を重ねて行きたいと思っている今日このころである。

・・・ため息まで町政に・・・

さて、私が町長に就任したのは、旧半田町時代の平成十一年三月、「ため息まで町政に」をキャッチフレーズに、就任以来、お年寄りや身体の不自由な方など弱い立場の人々の声なき声も吸



# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

## 大切なマイカーには…

全国町村等職員の **自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

# のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

### さらに

無料ロードサービスがついてきます。  
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。  
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- 1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。  
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

**株式会社 千里  
(取扱代理店)**

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。  
詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉(株)損害保険ジャパン営業開発第2部第3課 03-3593-6456

SJ13-09078(2013.11.14作成)